公益社団法人長浜米原観光協会定款

第１章　総則

（名称）
第１条　この法人は、公益社団法人長浜米原観光協会と称する。

（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を滋賀県長浜市に置く。
２　この法人は、必要に応じて理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第２章　目的及び事業

（目的）
第３条　この法人は、長浜市及び米原市を中心とする湖北地域の観光に関する事業を行い、住みよい地域づくりと文化及び経済の振興並びに国際観光に寄与することを目的とする。

（事業）
第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
（１）観光に関する宣伝紹介
（２）観光客の誘致及び受入態勢の整備
（３）観光資源の開発及び保全活用
（４）観光関連機関及び団体との連絡協調
（５）行催事の企画及び運営実施
（６）観光事業の企画、調査研究及び資料の収集作成
（７）観光施設及び駐車場の整備並びに管理運営
（８）観光物産の開発と販売
（９）酒類の販売
（１０）旅行業法に基づく旅行業
（１１）損害保険代理店業
（１２）手荷物預かり及び運送の取次事業
（１３）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　会員

（法人の構成員）
第５条　この法人に、次の会員を置く。
（１）　正 会 員　法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
（２）　賛助会員　法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
２　前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

（会員の資格の取得）
第６条　この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）
第７条　この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

（任意退会）
第８条　会員は、理事会において別に定める退会届を提出し、受理書を受け取ることにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）
第９条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。
（１）この定款その他の規則に違反したとき。
（２）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
（３）その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）
第１０条　前２条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
（１）第７条の支払義務を２年以上履行しなかったとき。
（２）総正会員が同意したとき。
（３）当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第４章　総会

（構成）
第１１条　総会は、すべての正会員をもって構成する。
２　前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

（権限）
第１２条　総会は、次の事項について決議する。
（１）会員の除名
（２）理事及び監事の選任及び解任
（３）理事及び監事の報酬等の支給の基準
（４）貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認
（５）定款の変更
（６）解散及び残余財産の処分
（７）その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）
第１３条　総会は、定時総会として毎事業年度終了後３箇月以内に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。
２　前項の定時総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。

（招集）
第１４条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

２　前項本文の場合において、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が招集する。
３　総正会員の議決権の１０分の１以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

（議長）
第１５条　総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

（議決権）
第１６条　総会における議決権は、正会員１名につき１個とする。

（決議）
第１７条　総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。
（１）会員の除名
（２）監事の解任
（３）定款の変更
（４）解散
（５）その他法令で定められた事項

（議決権の代理行使等）
第１８条　総会に出席できない正会員は、他の正会員である代理人によって議決権を行使し、又はあらかじめ通知された事項について書面による議決権の行使をすることができる。
２　前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

（決議の省略）
第１９条　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとする。

（議事録）
第２０条　総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　議長及び総会において選任された議事録署名人２名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第５章　役員

（役員の設置）
第２１条　この法人に、次の役員を置く。
（１）理事　８名以上１５名以内
（２）監事　２名以内
２　理事のうち１名を会長とする。
３　会長以外の理事のうち４名以内を副会長とし、１名を専務理事とすることができる。
４　前２項のうち、会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事と

し、副会長及び専務理事をもって同法第９１条１項２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第２２条　理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

２　会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

３　この法人の理事のうちには、理事のいずれか１人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（理事の職務及び権限）

第２３条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

３　副会長は、会長を補佐してこの法人の業務を執行し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ指名した順序によって、会長の業務執行に係る職務を代行する。

４　専務理事は、会長及び副会長を補佐してこの法人の業務を執行し、会長及び副会長に事故があるとき又は会長及び副会長が欠けたときは、それらの業務執行に係る職務を代行する。

５　会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第２４条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

３　監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

（役員の任期）

第２５条　理事及び監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

２　補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

３　理事又は監事は、第２１条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２６条　理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（役員の報酬等）

第２７条　理事及び監事に対して、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

２　理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

（役員の責任の免除）
第２８条　この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１１１条第１項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、同法第１１３条第１項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

（顧問）
第２９条　この法人に、顧問を置くことができる。
２　顧問は、理事会において任期を定めて選任し、会長が委嘱する。
３　顧問は、会長の諮問に応じ、また理事会が必要と認めたときは総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

第６章　理事会

（構成）
第３０条　この法人に理事会を置く。
２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）
第３１条　理事会は、次の職務を行う。
（１）この法人の業務執行の決定
（２）理事の職務の執行の監督
（３）会長、副会長及び専務理事の選定又は解職
（４）その他法令又はこの定款で定められた事項

（招集）
第３２条　理事会は、会長が招集する。但し、法令に別段の定めがある場合を除く。
２　前項本文の場合において、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が招集する。

（議長）
第３３条　理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

（決議）
第３４条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第９６条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第３５条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第７章　会計

（事業年度）
第３６条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）
第３７条　この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書等」という。）については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。
２　前項の規定は、事業計画書等の変更について準用する。この場合において、同項中の「毎事業年度の開始の日の前日までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。
３　第１項の承認を受けた事業計画書等については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）
第３８条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
（１）事業報告
（２）事業報告の附属明細書
（３）貸借対照表
（４）正味財産増減計算書
（５）貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
（６）財産目録
２　前項の承認を受けた書類のうち、同項第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時総会に提出し、同項第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
３　第１項の承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
（１）監査報告
（２）理事及び監事の名簿
（３）理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
（４）運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）
第３９条　会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第４８条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第３項第４号の書類に記載するものとする。

（株式等に係る議決権の行使）
第４０条　この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の３分の２以上の承認を要する。

第８章　事　務　局

（事務局）
第４１条　協会の事務を処理するため、事務局を置く。

２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
３　事務局長は理事会の承認を経て会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。
４　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を経て別に定める。

第９章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第４２条　この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）
第４３条　この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）
第４４条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益社団法人又は公益財団法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から１箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）
第４５条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定する第５条第１７号に掲げる法人であって租税特別措置法第４０条第１項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第１０章　公告の方法

（公告の方法）
第４６条　この法人の公告は､主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附　則
１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。
２　この法人の最初の会長は、岸本一郎とする。
３　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第３６条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附　則
この定款は、平成２８年６月１７日から施行する。

附　則
この定款は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この定款は、令和２年６月２６日から施行する。

附　則

この定款は、令和３年６月２５日から施行する。

附　則

この定款は、令和５年６月２７日から施行する。

附　則

この定款は、令和７年６月２５日から施行する。

附　則

この定款は、令和８年４月１日から施行する。